

原子力損害賠償支援機構

第24回運営委員会

平成25年6月6日

原子力損害賠償支援機構

午前10時00分 開会

○川端委員長 本日はお忙しいところお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまより第24回「原子力損害賠償支援機構運営委員会」を開催します。

本日は[]、[]は所用により御欠席されております。

本日の運営委員会の議題は、お手元の議事次第のとおりです。よろしくお願いいたします。

では、議事に入りますが、最初に当機構の平成24年度決算について、財務諸表や事業報告書等の案が事務局より作成されておりますので、[]より御説明をお願いいたします。

○[]でございます。よろしくお願いいたします。

まず、機構の決算につきましては機構法58条に基づきまして、事業年度が終了してから3か月以内、今月中に主務大臣の承認を受ける必要がございます、さかのぼりまして主務大臣の承認申請に当たりましては、定款で規定されているとおり運営委員会の議決が必要ということでございます。しかしながら、本日6月6日の時点では決算の係数はほぼかたまった状況ではあるのですが、監事の監査をこれから経て、監事の意見書を付した上で改めてお諮りするという状況でございますので、そういったステージであることを御理解いただきまして、本日につきましては現時点での決算の姿の概要ということで、事務局から御説明をさせていただきたいと存じます。

[]本日御欠席であります、[]にはあらかじめこういった形で本日説明をさせていただくことにつきましては、御了承いただいております。

今後、来週末ぐらいまでには監事の意見書をいただきまして、委員の皆様にも別途書面となるかと思いますけれども、御承認をいただければと思います。その上で6月後半、今月後半に申請を主務大臣に承認申請したいと、そういう段取りで進めたいと思っております。

それでは、決算の概要でございますけれども、資料3ということでクリップどめになってございますが、クリップを外していただきまして目次みたいなものの次に縦長の資料で機構の決算について（案）ということで（1）貸借対照表、（2）損益計算書ということで、2枚の要点のペーパーを御用意いたしましたので、それに基づきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

順序としましては、まず2ページ目の損益計算書から簡単に御説明させていただきます。経常収益、経常費用でございます。収益につきましては昨年度2回行いました資金援助決定の額と、一般負担金の額を中心に1兆6,400億円余り。そのほか受託収入でございますとか、運用

益の利子収入でございますとか、そういったもろもろを含めまして経常収益 1.6 兆円余りというところでございます。

経常費用につきましては、資金援助事業費ということで 1.5 兆円余り計上してございますけれども、これが昨年度 2 回の資金援助決定額でございます。そのほか事業諸費以下につきましては機構が実際に昨年度活動いたしました事業費、人件費等々を計上したものでございます。これを合せました経常費用ということで 1 兆 5,460 億円余りでございます。

差し引きまして、当期の経常利益ということで 973 億円で計上しておりますけれども、機構法上これを利益処分いたしまして、国庫納付することになります。

1 ページ戻っていただきまして貸借対照表でございます。貸借対照表で 973 億円国庫納付する金額は、右側の流動負債の未払国庫納付金ということで、この額を計上してございます。このほか機構の決算の特徴的なところで申し上げますと、5 兆円の交付国債との関係でございますけれども、資金援助の決定がなされていない、コミットしていないものを固定資産、同じ額を固定負債で見返として 1.8 兆円余りを計上してございます。

資金援助決定をしてございますが、実際にまだ東京電力に資金交付をしていないものにつきましては、流動資産で未収金の一部、流動負債では未払金ということで 9,000 億円弱計上してございます。

固定資産でございますけれども、昨年東京電力に資本注入いたしました 1 兆円を、原子力事業者株式ということで計上してございます。

以上が交付国債、負担金を中心に御説明をさせていただきました。

次以降、現時点での財務諸表でありますとか、附属明細書。事業報告書というのは昨年度の機構の行った活動を記載したものでございます。

一番最後の決算報告書というのは、企業会計というよりも国の予算管理の現金主義的な考え方で、当初予算と実際の執行額との差異みたいなものを不用額と申しますけれども、そういったものも含めて備考ということで理由も含めて記載をしてございます。

簡単ではございますけれども、決算の説明は以上になります。

○川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関連して、委員の皆様から質問はございますでしょうか。

なければ、決算については現在事務局において決算額の最終確定に向けた作業を行っており、今後、監事監査を経た上で確定することになっております。したがって、本日は議決は行

わず、別途書面により持ち回り決議させていただきたいと考えております。そのような扱いで御異論はございませんでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○川端委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま申し上げた手順にて進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題移ります。先日、東京電力より、賠償に対応するため機構法第 43 条に基づく資金援助の増額申請があり、事務局において受領しております。本資金援助申請に伴う特別事業計画の変更については、運営委員会の決議事項となっております。本日の審議に先立ちまして、各委員には事務局よりあらかじめ特別事業計画の変更案について御説明し、御意見を頂戴しているかと思います。本日はそれを反映した特別事業計画の変更案について、
より御説明をお願いいたします。

○ では、御説明申し上げます。

資料は 4-1 から 4-5 までございますけれども、4-2、4-3 を中心に御説明申し上げたいと思います。

資料 4-2 は総合特別事業計画（抄）というものでございまして、ページをめくっていただくとおわかりのように、赤字で今回の変更部分が記載されているものでございます。

資料 4-3 は今回の変更の概要ということで、主にこちらを説明しながら、必要に応じて計画（抄）を見ていただくような形にさせていただきたいと思います。

資料 4-3 「特別事業計画の変更の認定申請について」を 1 枚おめくりいただきたいと思います。

まず今回の計画変更の考え方でございます。このページの一番上に書いてございますように、着実な賠償実施と復興加速化のため、緊急特別事業計画に該当する項目のみを変更ということでございまして、前回の 2013 年 2 月の改定と同じように、今回につきましても緊急特別事業計画に該当する項目のみを変更するという形にさせていただいております。

このページの一番下のところに書いてございますように、今回は原子力損害の賠償として、賠償の見積額として追加額といたしまして 6,662 億円を想定してございます。先ほど申しましたように、今回は賠償以外の部分につきましては変更せずという形になってございます。

2 ページ、これまでの要賠償額の変遷と実際の賠償の支払い状況でございます。現在の要賠

償額につきましては、2012年12月27日と書いてあるところに数字の記載がございますけれども、3兆2,430億円となっておりまして、これを今回6,662億円要賠償額を積みますと、全体としては3兆9,093億円になります。

なお、支払い状況でございますけれども、下の棒グラフにございますように、このところ右肩上がりですと推移してございます。今年4月時点の累計としましては2兆2,213億円ということでございまして、実際の要賠償額、現時点での要賠償額との差は1兆円ほどございますが、今年4月から財物賠償も開始されておまして、今後この財物賠償を中心に賠償額が大きく伸びると見込まれておりますので、引き続き右肩上がり賠償額、支出ベースでも増加していくものと見ております。

3ページ、先ほど申しました6,662億円の見積額の積み増しでございますけれども、その内容でございます。これにつきましては本文8ページに書いてございますので、あわせてごらんになっていただければと思います。

6,662億円の内訳でございますが、まず2012年度末までの実績等ということでございます。これが5,638億円でございます。これは3月末の決算の時点で、東電に必要な賠償額として既に見積もっておる金額と御理解いただければと思います。

主なものとしましては2つ目に書いてございますけれども、避難指示区域の見直し3,095億円でございます。本文8ページに「i) 避難指示区域の見直しの進展等に伴うもの」と書いてございますが、今年3月、葛尾、富岡、浪江、今年5月に双葉町の避難指示区域の見直しが行われまして、あわせて避難指示解除見込時期が決定されました。これに伴いまして所要の賠償額の再計算をした結果としまして、3,000億円強の追加の賠償必要額が生じたものでございます。

次に大きなものとしましては、その下に書いてございますけれども、土地・建物等の賠償基準係数の見直しでございます。これにつきましては従来、固定資産税の評価額をベースに土地・建物等の賠償額を計算しておりますが、今回4月から始まっております財物賠償の開始に当たりまして、いわゆる建物係数、実際の実勢価格に合わせるための見直しの係数がございまして、この辺の見直しを行った結果としまして641億円の追加の賠償額が生じたというものでございます。

続きまして大きなものとしましては、中間指針第三次追補の反映として400億でございます。これは本文9ページに簡単な説明書きが書いてございますけれども、中間指針の第三次追補が

出まして、農林漁業及び加工・流通業における風評被害について、賠償の対象を拡大してございます。地域、品目等の拡大がございました。これを反映する形で428億円の賠償額の積み増しを行っているものでございます。

続きまして公共賠償、除染費用。これは実績ベースで見ているものでございます。

さらに、期間の経過等に伴い増加するものでございますけれども、現在の東電の賠償額の見積りに当たりましては、推計で出しているものと実際の実績ベースで積み上げているものがございます。風評被害などは実際に賠償の支払いがあったものを積み上げる形で每期積み上がっているものがございます。これらが2012年度末の段階で1,000億円積み上げが必要であったというものでございます。

さらに今年度に入りましてからの要因でございますけれども、要介護状態にある方々に対する精神的損害の増額でございます。これにつきましても説明は本文9ページに書いてございますが、精神的損害を被られている方々に対しまして、賠償額を積み増しする考え方がADRの総括基準として示されております。これを参考にしまして、通常の避難者より避難生活に伴う精神的損害が大きいと考えられます要介護状態の方々に対しまして、賠償額を東電として増額しているものでございます。

さらにiii) 避難先の家賃費用でございますけれども、これにつきましては災害救助法に基づきまして国・福島県がみなし仮設住宅の家賃を肩代わり、立てかえしている状況がございます。これにつきましては実際に避難されている方々で、東電が実際に避難費用を賠償としてお支払いする必要がある方々につきまして、国と精査を続けておりまして、このほど一定程度金額がたまりましたので、これを計上しているものでございます。439億円でございます。なお、家賃につきましては、福島県等は一律に家賃額に関する規定を持っておりまして、例えば一定の人数以下ですと6万円、人数が多い場合は9万円という形で、ほぼ東電の想定しております家賃の支払いと並ぶような形の金額を立てかえている状況にございます。

その他としまして、先ほど申しました期間の経過等に伴い増加するものと同じ性質のものとして、今年度に入りまして実際に生じている賠償額として459億円でございます。これらをあわせまして、6,662億円の賠償見積額の増加をさせていただきたいというものでございます。

結果としまして、全体としては3兆9,093億円。これを1,200億円控除後の金額としましては、3兆7,893億円に資金交付額を変更するものでございます。

4ページ、今回の計画の改定は、先ほど冒頭に申し上げましたように着実な賠償の実施と復

興加速化のためと申し上げましたけれども、その復興加速化の1つの取り組みとして以下、書いてあるものでございます。

これまでの「政策支援は国で」「賠償・負担は東電で」というばらばらの対応では復興は加速しないということで、あらゆる手段で国と復興対策で協働し、効果を最大限高めることが必要であるという考え方から、政府の施策と密接に協力、連携しまして賠償の徹底・加速、組織力等を活用した支援策を展開し、相乗効果を最大限発揮していこうという考え方を、この計画の中で展開しているものでございます。

本文の中では29ページ以降に、具体的な東電としての取り組みが書いてございます。計画自身は東電の取り組みのみを書いておりますけれども、実際には地元ではこういった形で国の政策と連携して展開されるものと御理解いただければと思います。

3つの柱を立ててございます。A4横紙の4ページに書いてございますが、まず最初に地元経済の再生や雇用の拡大というものでございます。これは例えばここに3つほど例がございますけれども、一番下のところの中小企業資産所得助成（グループ補助金）がございますが、国としましても中小企業者に対しましての資産形成の手段として、中小企業庁で補助金のメニューをそろえてございますけれども、東電としましても償却資産の賠償を進めることで、地元の経済再生や雇用の拡大を図っていこうというものでございます。

そこに書いてございますのは、商工業者向けの資産賠償条件の緩和、相談機能強化等でございますけれども、この資産賠償条件の緩和と申しますのは、中小企業者、特に零細の方々の場合に、実際の資産で証拠書類がなかなかないという方もいらっしゃると思います。そういった方々に対しましてはどういった機械があるのか東電に対して、例えば写真という形でお示しただければ、東電が実際にメーカーさんに当たりまして、大体幾らぐらいのもので現在の価値としてどのくらいで、賠償額としてはこのくらいをお支払いすることができるという形で、できるだけ商工業者の負担を軽減する形で迅速な賠償を進めようということでございます。

5ページ、早期帰還支援でございます。実際に帰還されますと最初の立ち上げの段階でさまざまな御困難があるかと思っておりますけれども、例えばこの中で申し上げますと一番上に飲料水の安全確保に関する賠償というものがございます。葛尾村等、通常のような水道施設がなかなか整備されていないような地域がございまして、沢水とか井戸水を御使用になっている例がございます。こういったところにつきましては、帰ったときに水の安全が確保されているのか非常に不安が高い状況にございます。そういった状況に対応するために、東電としましても国と連

携して地元の要望を的確に捉えまして、井戸を例えば現物賠償のような形で提供し、帰還後の飲料水の安全確保に貢献しようという取り組みを進めているところでございます。

6 ページ、3 番目の柱としまして生活再建の促進や避難生活の御負担の軽減というものでございます。こちらは写真にございますように避難されている方々の負担の軽減ということで、例えばお墓の掃除あるいはその下の写真にございますように仮設住宅の除雪を続けまして、避難生活の御負担の軽減を図ろうという取り組みを東電としても進めているものでございます。こういった協働の取り組みは、ここに書いているものは1つの例でございます。今後もさまざまな面で展開していくという基本的な方針を示しているということで御理解いただければと思います。

7 ページ、汚染水問題への対応でございます。こちらにつきましては前回の運営委員会におきまして、委員長初め委員の皆様から、ちょうど汚染水問題の直後でございましたので、さまざまな御意見、御質問等をいただきました。こういったものを受けまして、今回特に賠償以外としましては、ここの部分の記述を追加させていただいております。本文は7 ページ目になります。ここで東電の取り組みと国の取り組みを記載しているところでございます。

東電につきましては福島第一信頼度向上緊急対策本部を設置しまして、徹底した現地調査によります設備リスク、運営管理上の問題点の洗い出しを行う。国におきましても汚染水処理対策委員会を設置しまして、これまでの対策の総点検、汚染水処理問題を根本的に解決する方策や、漏えい事故への対処等を展開するということで、これらの結果を6 月中に改定が予定されております中期ロードマップへ反映させまして、具体的な実施の取りまとめ、実施に当たっていくものでございます。

最後でございますけれども、A4 横紙の8 ページ、収支の見通しでございます。冒頭申しましたように、今回は賠償部分のみということで、今年1 月に改定されました計画と同じように収支部分については変更を加えてございません。ただ、実際に収支がどうなるのかということもございますので、現時点での収支に関する考え方を、本文の中の注記で記載させていただいているものでございます。

本文としましては34 ページでございます。横長の8 ページに抜粋が入っておりますが、第2 パラグラフにございますように、これまで2014 年3 月期において対総特比1,000 億円規模のコスト削減の上積みを実現しているところでございますが、さらに次のパラグラフにございますように、第1 四半期におきましては新設石炭火力の試運転前倒し等による燃料費増の抑制

あるいは修繕工事等の繰り延べといった緊急避難的なコスト削減により、収支水準維持に向けた取り組みを進めていることを注記として記載させていただいてございます。

以上、申しました内容をお手元の計画（抄）という形で赤字として記載しているところがございます。

なお、事前に一度お配りしたものの中で一部追加の記載がございます。17 ページでございますけれども、ここではいわゆる時効の関係で東電の取り組みを書いているわけですが、17 ページの注釈で今回 ADR 法、文科省の ADR 関連の法案が設立しまして、国会で附帯決議等が出ておりますので、そういった事実関係につきまして、17 ページに注で新たに追記しているものでございます。

残りの資料について簡単に申し上げますが、4-1 は今、申し上げました変更箇所を溶け込ませた形のフルバージョンとしての計画の案でございます。

4-4 は今後計画認定、大臣から認定をいただいた際に東電が発表する予定にしておりますプレス用の資料でございます。

4-5 につきましては、5 月 31 日付で東電から提出されております資金援助額の変更申請本文でございます。これを受けまして、今申し上げました計画の変更を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

今の説明に対して、委員から何か御質問等はございますでしょうか。

では少し伺いますけれども、きのうでしたか、ニュースで地上のタンクからの汚染水漏れが報道されていまして。私も先日現地を視察しましたが、同じようなタンクが物すごい数並んでいますね。ということは、ほかのタンクにもそういう危険があるのかなと思うのですけれども、その辺の点検保守の体制はどうなっているのか、どなたかおわかりでしたら教えていただきたいのですが。

○[REDACTED] 地上用のタンクにつきましては、完全な溶接ではなくて、ボルトで締めるタンクをたくさん使っているところがございまして、きのうは最初にその漏れを発見しまして、最初は 3～4 秒ごとに 1 滴ずつだったのですが、水位を減らして水圧を下げましたところ、今のところ漏れはないという状況にしております。ただ、ボルトの締めつけ用のタンクはほかにもたくさんあるというのは御指摘のとおりでございまして、そういうものの警戒を先ほど説明がありましたけれども、信頼向上対策チームの中で定期的な見回りをして、しっ

かり監視するということと、これからタンクの増設をしなければいけませんけれども、そのときの仕様を溶接とかに変えていかなければいけないのかなと考えております。

○川端委員長 これからのタンクは溶接にするということですね。

○ [] 今、汚染水対策処理委員会で一応レコメンデーションということで、なるべく溶接にしたほうがいいのではないかなということが出ておりますので、そういう方向にしていくのかなと思っています。ただ、パッキンとかでも耐用年数を事業者側がちゃんと試験をしているようなものについては、技術的なところを精査した上で採用する方法もあるかなと思っていますけれども、基本的は溶接のほうが安心かなというのが現場の雰囲気かなと思っています。

○川端委員長 既設のタンクは改修するのですか。それとも、それは今のままということになりますか。

○ [] また増設すると、それをどこかに水を移設しなければいけないことになりますので、今のところしっかり点検をして、漏れてもちゃんと土の中に逃さないようにするという対応するという事だと思っています。

○川端委員長 それと、今朝の新聞で時効にかかりそうな被害者が1万人いるというような報道がされておりましたけれども、この注記で、未請求の人については、東電が、できるだけ掘り起こしをするという記載がありますが、それとの関係ではどうなっているのでしょうか。

○ [] 掘り起こしにつきましては、東電の賠償の事務方と文科省、エネ庁、地元自治体で、実際の掘り起こしを具体的にどのように行っていくのか検討しているところでございます。もちろん東電の持っているデータと自治体が持っているデータがございますので、その辺をどううまく使って、個人情報の議論もございますので、こういった方法でやっていくのかという議論をしているところでございます。いずれにしても、そういった形で掘り起こしを進めまして、漏れがないようにできるだけ努力をしていくことになろうかと思えます。

○川端委員長 ほかにございますか。

○ [] 今の点について確認させてくださいませ。1万人の方々が未請求の状態となっている賠償金額につきましては、今回の増額分を含めて既に金額的には織り込まれているという理解でよろしいですね。

○ [] 賠償の中には実績で見ているものと、推計で見ているものがございます。推計は実際の世帯数とか統計データを使っておりますので、ある意味そういうところである程度

カバーされているのかもしれませんが、実績ベースのところはまだ請求されておられないので、どうしても漏れることはあると思います。

○ [] わかりました。

○川端委員長 []、どうぞ。

○ [] 変更の件は特にコメントはないのですが、何点か質問と確認をさせていただきます。

まず復興加速化に向けた取り組みが行われていることは大変いいことだと思いますので、もっともっとほかにもアイデアがあるかわかりませんから、地元の人とか相談して、話を聞いたりと色々なアイデアをこれからも反映していただけたらと思います。

賠償については大体先の見通しが見えてきたような感じもするのですが、廃炉と除染については、まだまだこれから先が見えないところがありますので、そのことについて大体どのぐらいになるかについていつも注意しながら全体像を見ることも大事なと思います。その意味では6月中に新しいロードマップができて、ホールドポイント等もできてくるかと思うので、全体像がどうなるかということも大事かと思っています。

除染はなかなか区域見直しが行われつつあるのですが、除染の目標をどの辺に設定するかによって大きく変わってきますので、1ミリシーベルト／年というのは最終目標であろうけれども、その前に至るところでどうしていくのかというのは、これはそれこそ国全体で議論をして、福島県の県民の方にわかってもらえないのかなと思いますが、この辺のところも注意してやっていただければいいなと思いました。

以上です。

○川端委員長 もう一つ、質問を私からもしたいのですが、資金援助額を、この間は財物賠償を始めるということで積み上げて、今回は主として避難指示区域の見直しによってまた積み上げて、その間もちろん期間の経過に伴って増加するものが少しずつあるということですが、今後の見通しですが、今回約7,000億円増額しますが、こういう大きな増額が、これからまた見込まれるような項目が残っているのかどうかという点はどうなのでしょう。

○ [] まず、実は指針上、相当期間というものがございまして、避難指示の解除がされた後、一定期間につきましては例えば精神的損害をお支払いするという考え方が指針で示されております。実は現在相当期間はどの程度となるのか設定されておられないので、見積りとしてこの中には含まれておりません。

そういったふうに指針との関係で、これは指針の中でもう既に書かれてございますけれども、今後指針がある程度変更された場合には、それに応じて何らかの賠償額の変更があり得るだろうと考えてございます。

それから、早期帰還の話を前回の運営委員会でも申し上げましたけれども、具体的な制度設計はこれからになってございますので、この辺は増加の1つの要因になろうかと思っております。

○ [] 補足をいたしますけれども、今これで御承認いただくと3兆9,000億円になります。それに加えていわゆる自然増、期間が延びるとふえてまいります。

それから、今、[]からお話のあった、いわゆる相当期間と言われるものです。例えば6年終わった後、どれぐらいの期間をやるのか、場所をやるのかという話の展開次第では、多分ふえます。それから、田畑山林の扱いもあります。

加えて今は制度上、賠償の中に除染も入っておりますので、相当な金額になるというところでございます。

○ [] ということは、また一定期間経過後に、もう一度こういう議論があると理解しなければいけないということですね。

○ [] はい、大変申しわけございません。昨年で言うと2月に約7,000億円、5月に8,000億円お願いしておりますが、今年も似たような形になりました。したがって、秋以降にまた、お願いすることになると思います。

○ [] その関係で、注記の記載事項ですが、110万キロワットの原子力発電所が1カ月再稼働が遅延して、火力で代替した場合、燃料費が1カ月ということだと思いますけれども、80～110億増加するという趣旨の記載があるわけですが、総特比で1,000億円規模のコスト削減上積みをしているとしても、収支の見通しが変わるという期間はそんな遠くはないと、ここから読めるのですが、その辺はどういうことをお考えなのでしょうか。

○ [] 会社としては、とにかく今年度上期の黒字、年度を通しての黒字、この2つがないと金融機関との合意が壊れるという前提で、それを最優先にしてやっております。いずれにせよ黒字のところは必達で、再稼働、値上げ、コストダウンの3つを組み合わせるということで今、検討しているところです。

○川端委員長 ありがとうございました。

以上の御説明を踏まえまして、ここで審議をするわけですが、ここで御報告ですが、

本日御欠席の[]からは、事前に委員長に一任する旨の御同意をいただいております。もしよろしければこれにて特別事業計画の変更について議決したいと思いますけれども、御異議等はありませんでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○川端委員長 ありがとうございます。

それでは、本日中に事務的に主務大臣に申請することといたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に移りますが、今月 26 日に予定されております東京電力の定時株主総会への対応方針等について、[]より御説明をお願いいたします。

○[]でございます。

私から資料 5-1 という 1 枚物のペーパーと、資料 5-2 という東京電力の総会の招集通知の写し、これらに基づきまして対応方針を説明したいと思います。

今月 26 日にあります定時総会の決議事項といたしましては、全部で 16 議案でございます。そのうち会社提案は第 1 号議案の 1 つだけでございまして、取締役 11 名の選任という件でございます。残りの 2 号議案から 16 号議案までの 15 議案につきましては、全て株主提案でございます。

これらの議案に対しまして、私ども事務方はどう整理したかという点についてなのですが、私どもといたしましては会社提案には賛成させていただきまして、株主提案につきましては、いずれも反対させていただくのが相当だと思っております。

会社提案に対して賛成する理由といたしましては、社外役員中心の指名委員会で相当議論をし、そして人選された結果だということでございますので、それを尊重するのが相当であると思っております。

一方、株主提案なのですが、内容的にやや適切さを欠くものばかりなのかなと思っております。それで反対する次第でございます。

そのうち、東京都の提案について若干補足したいと思います。資料 5-2 の招集通知写しの 14 ページをごらんいただければと思います。こちらの東京都の提案につきましては、経営の透明性を確保するという視点で議案を出された次第でございます。その経営の透明性を確保するという狙い自体につきましては、私どもも特に反対するものではないのですが、ただ、その内容が非常に細か過ぎるといいますか、要するに個別の発電所について、詳細なコストの情報を

開示すべきではないかという趣旨まで含んでおる点が問題だと思っております。

さすがに発電所のコストの詳細情報を開示いたしますと、東京電力が入札した卸電力取引所の価格について、第三者が推定することが可能になるかと思えます。そうなりますと東京電力の競争上の地位あるいはその利益が害されて、引いては株主の利益が害されるおそれがあるかなと思っているところでございます。

そういった視点で、この東京都の提案につきましても反対するのが相当だと整理した次第でございます。

これらの方針を踏まえまして、具体的な対応方法といたしましては、書面で事前に議決権行使書をお出しいたしまして、そして当日、総会で例年では非常に手続的な動議あるいは議案の修正動議が多々出ると聞いております。それに対して適切に対応するという観点から、私ども職員が代理出席いたしまして、動議の対応について遺漏なきを期しているところでございます。

以上が私ども事務方が考える総会対応の方針案でございます。どうもありがとうございます。

○川端委員長 ありがとうございます。

ただいまの御説明に関連して、委員の皆様から御質問ございますか。

特にないようでしたら、本日の議事は以上になります。今回の運営委員会の議事録については事務局にて作成し、後日、委員の皆様にご確認いただき、確定いたします。議事録の扱いは非公表です。

また、本日は特別事業計画の変更を議決しましたので、主務大臣への申請後に申請した旨をプレスリリースいたしますが、計画自体については後日、主務大臣の認定を受けるまでは非公表扱いとなります。プレス対応につきましては必要があれば、私と事務局にて統一的に対応いたします。

次回の運営委員会の日程については、追って事務局より連絡いたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

午前10時45分閉会